

項目	遵守事項
災害の防止	<p>(1) 土地の形質変更は、最小限にとどめること。</p> <p>(2) 降雨量等から想定される雨水を敷地内で処理するなど、有効に排水できる措置を採り、隣接地や道路への流出を防止する対策を講ずること。</p> <p>(3) 土砂の流出を防止する対策を講ずること。</p> <p>(4) 盛土面又は切土面の保護が必要な場合は、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等の対策を講ずること。</p> <p>(5) 盛土又は切土をする場合で、地下水により崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある場合は、地下水を排出する施設の設置等の対策を講ずること。</p> <p>(6) 崖地の近隣に設置する場合は、崖肩からの隔離、崖肩沿いの排水等により、崖地の崩壊対策を講ずること。</p> <p>(7) 湧き水がある場合は、湧き水を排出する施設の設置等の対策を講ずること。</p> <p>(8) 地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の措置を採ること。</p>
良好な景観の形成	<p>(1) 筑波山への眺望景観を阻害しないよう、発電設備の設置位置及び形態意匠（形態又は色彩その他の意匠をいう。以下同じ。）に配慮すること。</p> <p>(2) 発電設備は、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用すること。</p> <p>(3) 河川、湖沼等が近接する場合は、水辺空間の景観を損なわないよう、発電設備の設置位置及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(4) 幹線道路の街路樹やペDESTリアンデッキが近接する場合は、緑の連続性と調和するよう、発電設備の設置位置及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(5) 尾根線上、高台又は丘陵地に設置する場合は、伐採等により樹木の連続性や稜線を乱したり、土地形状に違和感を与えたりしないよう配慮すること。</p>
生活環境の保全	<p>(1) 事業区域内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、対策を講ずること。</p> <p>(2) 道路の見通しの妨げにならないよう、敷地境界線からの後退等の対策を講ずること。</p> <p>(3) 住宅が近接する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮して、敷地境界から後退させる、植栽を設けて遮蔽するなどの対策を講ずること。</p> <p>(4) 盛土又は切土を行う場合は、土砂の流出による地域の水源の水の濁りを防止する対策を講ずること。</p>